

～より良い教育環境の実現に向けて～

坂下中学校区における  
学校統合に向けた基本方針

令和8年6月

春日井市教育委員会

# 目次

<b>I 基本方針の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1 策定の趣旨	1
2 小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方	1
3 坂下中学校区でのこれまでの取組	3
<b>II 児童生徒数推計</b>	<b>4</b>
<b>III アンケート結果</b>	<b>6</b>
<b>IV 意見交換会でのご質問・ご意見</b>	<b>10</b>
<b>V 基本方針</b>	<b>12</b>
<b>VI 今後の進め方</b>	<b>14</b>
<b>参考資料</b>	<b>15</b>
1 意見交換会質疑応答一覧	15
2 坂下中学校区図	29

---

1 本方針において、語句は次のとおり使用します。

① 年号について、「R」は令和をいいます。

② 「児童」は小学生、「生徒」は中学生をいいます。「児童生徒」は、小学生と中学生をあわせたときをいいます。

③ 本編(目次 I から VI)において、「保護者」は、児童生徒及び未就学児の保護者をいいます。

2 本方針において、児童数及び生徒数は、令和7年5月1日時点のデータをもとに推計しています。

3 児童生徒数推計では、特別支援学級の児童生徒数及び学級数は除きます。